（平成 20 年 3 月 28 日　認可）

株式会社ドラフト　定款

第１章　総　則

（商号）

第　１　条　当会社は、株式会社ドラフトと称し、英文ではＤＲＡＦＴ　Ｉｎｃ.と表示する。

（目的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　建築、インテリアに関する企画、設計及び監理

２　オフィスの企画、設計及び監理

３　ディスプレイの企画、設計及び監理

４　商業施設、文化施設、環境施設、観光施設等の企画、設計及び監理

５　各種展示会、展覧会、見本市、博覧会等の企画、設計及び監理

６　建築工事、内装工事の設計、施工及び監理

７　前各号の施設等に関する施工、管理、プロジェクトマネジメント、総合的マネジメント及びコンサルティング

８　ブランディングに関する企画、デザイン及びコンサルティング

９　都市開発、地域計画、環境計画の企画、設計及び建設コンサルティング

１０　ホテル、リゾート施設、飲食店等の企画、設計、経営及び開発

１１　プロダクト、家具の企画、デザイン、製作及び販売

１２　グラフィックデザインに関する企画、デザイン及び制作

１３　企業の広報、マーケティング戦略に関する企画、制作及びコンサルティング

１４　宅地建物取引業

１５　内装用建材、設備等の輸出入及び販売

１６　古物の売買

１７　不動産の所有、管理及び賃貸借

１８　人材の紹介及び派遣

１９　前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第　３　条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第　４　条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１　取締役会

２　監査役

３　監査役会

４　会計監査人

（公告方法）

第 5 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、３０，０００，０００株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

２　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

３　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 18 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第 19 条　当会社は、取締役６名以内を置く。

（選任の方法）
第 20 条　取締役は、株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第 21 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役）
第 22 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（取締役会の招集権者及び議長）
第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
２　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 26 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 27 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 28 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（責任免除）

第 29 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第 30 条　当会社は、監査役４名以内を置く。

（選任の方法）

第 31 条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 32 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 33 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 34 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）
第 35 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）
第 36 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。
（監査役会規程）
第 37 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第 38 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

（責任免除）
第 39 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（選任の方法）
第 40 条　会計監査人は株主総会において選任する。

（任期）
第 41 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（報酬等）

第 42 条　会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。

第７章　計　算

（事業年度）

第 43 条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までの年１期とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 44 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。

（中間配当）

第 45 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第 46 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2023 年３月２日

上記は当会社の現行定款と相違ありません。

東京都港区南青山五丁目６番 19 号

株式会社ドラフト
代表取締役　山下泰樹　　印